

新規高卒者の採用ガイド

新規高卒者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。

また、採用活動においても、学校教育を充実させることや、職業や産業に関する知識・経験に乏しい新規高卒者の適正な職業選択の機会を確保するために、様々なルールが設けられています。

この「新規高卒者の採用ガイド」は、採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規高卒者を採用しようとする事業主の皆様へ、特に知っておいていただきたい事項を取りまとめたものです。

なお、詳しい内容につきましては、ハローワークの窓口で配布している「求人のしおり」をご覧ください。

石川県内 ハローワーク一覧

■ 金沢市内の事業所は	■ 七尾市・中能登町内の事業所は
金沢新卒応援ハローワーク (ヤングハローワーク金沢) TEL:076-261-9453	ハローワーク七尾 TEL:0767-52-3255
■ かほく市・津幡町・内灘町内の事業所は	■ 羽咋市・志賀町・宝達志水町内の事業所は
ハローワーク津幡 TEL:076-289-2530	ハローワーク羽咋 TEL:0767-22-1241
■ 白山市・野々市市内の事業所は	■ 輪島市・穴水町内の事業所は
ハローワーク白山 TEL:076-275-4131	ハローワーク輪島 TEL:0768-22-0325
■ 小松市・能美市・川北町内の事業所は	■ 珠洲市・能登町内の事業所は
ハローワーク小松 TEL:0761-24-8607	ハローワーク能登 TEL:0768-62-1242
■ 加賀市内の事業所は	
ハローワーク加賀 TEL:0761-72-8609	



1-採用までのスケジュール

全国的に、次のとおり決められています。

令和5年	6月	1日	求人受付開始（求人申込書をハローワークへ提出）
〃	7月	1日	高校への求人票提出・高校訪問開始 （求人票にハローワークの確認印が必要です）
〃	9月	5日	高校からの推薦（紹介）開始
〃	9月	16日	採用選考開始・採用内定開始
令和6年	4月	1日	雇用開始（早くとも卒業式後としてください。（見習・実習・研修含む））

2-高校生の応募方法



①一人一社制

希望する一社に応募し、その結果、採用になれば他社には応募せず、不採用になった場合には次の応募先を探す基本的な形式です。この形式による応募者を「単願者」といいます。採用内定後に、本人から辞退することはほとんどありません。

②複数応募制

石川県では令和5年11月1日以降、就職未内定の生徒は同時に複数の事業所に応募することができます。複数応募の場合は採用内定後に本人が辞退する可能性がありますのでご理解をお願いします。

3-求人情報の提供



ハローワークでは、お申込みいただいた求人について、専用のwebサイトを通じて各高校に提供するほか、就職を希望する生徒に対して求人一覧表を配付します。

事業所からも、生徒の推薦を希望する高校に求人票の写しを提供してください。できれば高校を訪問し、事業概要や求人内容の説明をお願いします。

※ webサイトや求人一覧表への掲載を希望しない場合（指定校求人等）は、求人申込み手続きを行うハローワークへその旨お申し出ください。

4-応募前職場見学

「自分の思っていた職場と違う」という理由で、早期に離職するケースがあります。このような早期離職を防止し、より適切な職業選択を行えるよう、応募前の夏休み期間等を利用した職場見学の実施をご検討ください。実施される場合は、予め、求人申込書の選考方法欄の「応募前職場見学」に記入してください。職場見学を希望する生徒がいましたら、高校から連絡が入ります。

なお、**応募前職場見学時に、採用選考は行わないでください。**

また、応募前職場見学に参加した場合であっても、見学等の結果、生徒が応募しないケースもあります。



5 応募書類

応募者の人権に配慮した採用選考を実施していただく目的から、全国統一の応募書類が決められています。

この応募書類には、応募者本人の適性や能力と関係がない事項（本籍地や家族構成、家族の職業など）の記載欄がありません。

全国統一の応募書類以外の社用紙等の提出を求めることがないようにしてください。

6 公正な採用選考

面接試験において、「本人に責任のない事項」（本籍や家族の職業など）や「本来自由であるべき事項」（愛読書や尊敬する人物など）を質問することは、就職差別につながるおそれがありますので、「職務遂行のための応募者本人の適性・能力の判定」に必要な項目に限ってください。



※ 詳しくは、ハローワークで配布する「公正な採用選考ハンドブック」をご覧ください。

7 採用選考と採否結果

2の①のとおり、高校生は、一社応募中は他社への応募ができません。応募書類が届きましたら、なるべく早く選考を行ってください。

また、**選考結果につきましても、速やかに（1週間以内）連絡してください。**

なお、不採用の場合は、その生徒の応募書類を学校に返送するとともに、不採用の理由についても通知してください。



8 採否状況に関するハローワークへの連絡

専用のwebサイト等で、最新の求人情報を高校に提供するため、

採用内定後は、その都度、下記のいずれかの方法により、速やかにハローワークへご連絡ください。

(1) 「新規高等学校卒業者の採用状況報告書」を**電子ファイル※**で作成し、**電子メールにより報告する。**

※報告書の様式は石川労働局ホームページからダウンロードできます。また、報告先である各ハローワークのメールアドレスについてもご確認ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/banner/20090324_topics2.html)

(2) 石川労働局ホームページから「**新規高等学校卒業者の採用状況報告フォーム**」にアクセスして報告する。

○「新規高等学校卒業者の採用状況報告フォーム」

(https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou17/hw_hs-report)



求人情報の確認のため、ハローワークからも採用状況を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

9 採用内定の取消・入職時期の繰下げ等の防止

求人申込書を提出した後で、募集の中止や募集人員の削減、入職時期の繰下げ等がないようにしてください。

特に、採用内定を取り消すことは、生徒のその後の人生を変えてしまうことにもなりかねませんので、このような事態が起きないように慎重に採用計画を立ててください。

万一、このような事態が発生する場合は、**事前にハローワークへご相談ください。**

※ 採用内定取消しを行った場合、企業名が公表される場合があります。



10 職場定着の促進

新規採用した高卒者等が職場に定着し、就職先で安定的にキャリアを形成していくため、能力や経験に応じた適切な待遇が確保されるよう雇用管理の改善を行うとともに、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等に係る情報の提供や社員研修等を通じた労働法制に関する基礎知識の周知に努めていただくようお願いします。



11 若者雇用促進法

若者の適切な職業選択の支援に関する措置（下記項目等）などを規定した若者雇用促進法が施行されています。この法律をご理解いただくとともに、若者が次代を担う存在として活躍できる環境整備に向けて取り組まれるようお願いします。

◆事業主による職場情報の提供の義務化

新卒者の募集を行う企業は、幅広い情報提供が努力義務とされており、また、応募者から求めがあった場合は、下記の3類型毎に1つ以上の情報提供が義務付けられています。

(ア)募集・採用に関する情報 (イ)職業能力の開発・向上に関する状況 (ウ)職場への定着の促進に関する状況

◆優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業については、申請に基づき厚生労働大臣が認定します。認定企業は、認定マークを自社製品や広告に使用してアピールできるほか、労働局、ハローワークが開催する合同就職面接会などに優先的に参加することができます。



※詳しくは石川労働局HPをご覧ください。最寄りのハローワークへお問い合わせください。

12 求人不受理について

ハローワークは一定の労働関係法令違反があった事業所などからの求人申込を受け付けないことができるようになっていきます。（新卒者の求人も含む）